

奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般財団法人西澤育英基金（以下、「この法人」という。）は、学術や起業などで、世界に羽ばたくことを目指し、それによる成果を広く社会に還元しようという『高い志を持つ青少年』への支援を行うことにより、次代を担う人材の育成に努め、社会の発展に寄与することを目的とする。

(奨学生の応募資格)

第2条 次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 学術や起業などで、将来の目標が明確であり、その目標の実現により、日本にとどまらず国際社会への貢献を期する者。
- (2) 応募締切日において日本国内に居住し、日本国内の高等学校、日本国内の高等専門学校の第1学年から第3学年又は日本の高等学校に相当する海外の教育機関（以下「高等学校等」という。）に在籍する者。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の給付額は、月額3万円とする。

- 2 奨学金の返還は要さないものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、第15条の規定に該当する場合には当該奨学生に対して奨学金の返還を求めることができる。

(奨学金の給付期間)

第4条 前条の奨学金を給付する期間は、原則として4月から3月までの1年間とする。ただし、第13条に該当する場合には、この限りでない。

- 2 前項の奨学金を給付する期間後において引き続き1年間高等学校等に在籍する奨学生が、奨学金の支給の継続を希望する場合には、当該奨学生から継続の申請を受け付け、選考委員会及び理事会において奨学金の給付による成果が認められたときは、奨学金の給付を1年間継続する。
- 3 前項の奨学金の給付を継続した期間後において引き続き1年間高等学校等に在籍する奨学生は、前項と同様の承認手続きを経て、奨学金の給付を更に1年間継続することができる。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(応募方法)

第5条 奨学金の給付を志望する者は、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) プロフィール文
- (2) 自己アピール文
- (3) 所属学校発行の在学証明書

(応募締切日)

第6条 年1回、毎年5月上旬を締切日として募集を行う。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、この法人の選考委員会の選考を経て、理事会が決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金の給付は、この法人が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に2箇月分を7月、8月、10月、12月、2月及び3月に振込送金の方法により行うものとする。なお、振込手数料はこの法人の負担とする。

(成果の報告)

第9条 奨学生は、奨学金の給付期間の6箇月経過後及び終了後遅滞なく、学業および諸活動について、期間中の成果に関する報告書類をこの法人に提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。但し、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学・転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 外国へ留学しようとするとき。
- (3) 停学・その他の処分を受けたとき。
- (4) 氏名・住所・その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の休止及び停止)

第11条 奨学生がやむを得ない事情により在学学校を休学又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を休止する（留学による休学を除く。）。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長等を経て、この法人に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 在学学校における学籍を失ったとき（留学により高等学校等を転籍する場合を除く。）。
- (4) この法人の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき。
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長等を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還)

第15条 この法人は、第11条又は第13条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

第3章

補則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年9月17日から施行する。(令和6年9月17日理事会決議)